

「南砺市まちづくり基本条例」の一部改正（案）についてのパブリックコメントの結果について

「南砺市まちづくり基本条例」の一部改正（案）について、パブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

- 1 募集案件 南砺市まちづくり基本条例の一部改正（案）について
- 2 募集期間
 - ・令和2年5月1日（金）から令和2年5月10日（日）まで
- 3 閲覧場所
 - ・市ホームページ
 - ・各行政センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー
- 4 ご意見の提出方法
 - ・郵送
 - ・ファックス
 - ・電子メール
 - ・直接持参
- 5 提出されたご意見（件数）
 - ・個人1件
- 6 ご意見の内容
別添による。
- 7 市の考え方
別添による。

南砺市まちづくり基本条例の一部改正（案）に対して、市民から提出されたご意見と市の回答について

令和2年5月11日

市民協働部 南砺で暮らしません課

令和2年5月1日（金）から令和2年5月10日（日）にかけて実施した、「南砺市まちづくり基本条例の一部改正（案）」に対するパブリックコメントにつきまして、貴重なご意見をありがとうございました。

期間中に寄せられましたご意見は1件でした。

ご意見の内容と市の回答を公表いたします。

南砺市まちづくり基本条例の一部改正（案）についての
パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方（回答）

令和2年5月1日（金）から令和2年5月10日（日）まで実施した、南砺市まちづくり基本条例の一部改正（案）についてのパブリックコメントにおいて、1件のご意見をいただきました。

ご意見と市の考え方は次のとおりです。

受付番号	ご意見	市の考え方（回答）
1	<p>改正案第7条の3～4行目に「意見及び地域課題を把握し、」とありますが、「語順を換えて「地域課題及び意見を把握し、」とされたい。その理由は、比較的身近で具体的な「地域課題」は、現場・現物・現認し易く、各人の共通認識として把握しやすい。</p> <p>「意見」は、各人の感覚・経歴・概念の相違等で掌握・対話・協働に時間を要する場合があるからです。[実事求是]の把握が肝要と思います。</p> <p>現行第18条の「コーディネーター」を、改正案第5章の「中間支援組織」に改編し、充実させるとの概要理解でよいですね。</p>	<p>第7条第1項中の「意見及び地域課題を把握し、」の「意見」と「地域課題」の語順を入れ換えることについては、「地域課題」を先に記載するよう文書の構成を含めて修正したいと思います。</p> <p>また、現行第18条の「コーディネーター」は、改正案第5章の「中間支援組織」に改編し、充実させるとの理解で合っております。</p>